

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| 第2回 介護予防ワーキンググループ | 参考資料 1-2 |
| 令和元年8月21日 | |
| 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会 (第4回) 資料1より | |

一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会
中間取りまとめ案

令和元年〇月〇日

1. 検討の経緯

- 誰もがより長く、活動的で生きがいのある生活や自分らしい人生を送れるよう、2040年までに健康寿命を3年以上延伸することを目標に掲げているところであり、そのためには介護予防の更なる推進が重要である。
- 本検討会は、一般介護予防事業等に今後求められる機能や専門職の関与の方策、PDCAサイクルに沿った更なる推進方策等の検討を集中的に実施し、介護保険部会の議論に資するため、5月に議論を開始した。
- 本検討会では、下記2の論点について、参考人からのヒアリングを含めて計3回にわたり議論を行い、これまでの議論を以下のとおり整理した。

2. 主な論点

(1) 一般介護予防事業等に今後求められる機能

【現状】

- 住民主体の通いの場の取組状況については、通いの場の数及び参加率は増加傾向にあるが、市町村が把握できている取組は、介護保険の担当部局が行うものに限られているとの指摘もある。
- ほぼ全ての市町村で、介護予防普及啓発事業を活用し、通いの場への参加促進のための様々な工夫がみられる。一方、介護予防に資する取組への参加やボランティア等への参加を促すためのポイント付与の取組を行っている自治体は約25%となっており、更なる促進が求められている。

【今後の方向性】

- 通いの場をより魅力的なものとし、効果的・効率的な介護予防を進める観点から、それぞれの年齢層や性別、関心、健康状態などに応じて参加できるように、通いの場を類型化し示していくことも検討すべきである。その際、行政が介護保険による財政的支援を行っているものに限らず、下記のような取組も通いの場として明確化を図ることが適当である。
 - 自治体の介護保険の担当以外の部局が行う、スポーツや生涯学習に関する取組、公園や農園を活用した取組など介護予防につながる取組
 - 民間企業や社会福祉協議会など多様な主体と連携した取組
 - 医療機関や介護保険施設等が自主的に行う取組

- 有償ボランティアなどいわゆる就労に類する取組

- また、現在の通いの場の参加率が4.9%であることを踏まえると、参加していない高齢者のうち、支援が必要な者を把握し、通いの場への参加を含めた必要な支援につなげる方策についても引き続き検討することが必要である。
- こうした取組を推進するため、自治体において多様な主体と連携し、また、既存の取組も含め分野横断的に進めるための体制の構築を進めることが適当である。また、引き続き様々な事例収集を進め、自治体に周知を図っていくことも重要である。
- また、通いの場を始めとする介護予防の取組への参加促進を図るためのポイント付与については、個人へのインセンティブになるとともに、PDCAサイクルをまわすための参加者のデータ収集にもつながる。また、多様な主体との連携にもつながることから、通いの場に限らず、幅広い取組が対象となることを明確化するとともに、事例の紹介等を通じ更に推進していくことが適当である。
- 加えて、担い手としての参加など役割がある形での取組についても事例の紹介を通じた更なる推進を図るとともに、有償ボランティアの取組についても推進を図るべきである。
- 今後、これらを促すため、制度的な対応を含めた更なる推進方策については、引き続き検討を進めるとともに、多くの高齢者が興味を持ち取り組めるよう、広報等を積極的に行っていくことが重要である。

(2) 専門職の関与の方策等

【現状】

- 介護が必要となった主な要因をみると、認知症、脳血管疾患（脳卒中）、高齢による衰弱、骨折・転倒、関節疾患の順に多く、80歳代前半をピークに高齢者の医療機関の受診率は高い。このような中で、介護予防の取組を進めるに当たり、生活習慣病に関する疾病・重症化予防等を主な内容とする保健事業と連携していくことや、医療専門職の関与も重要である。
- 先の通常国会で健康保険法等の一部改正法が成立し、この中で、後期高齢者広域連合は保健事業を市町村に委託できることとされ、今後、市町村による高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が行われる予定である。
- また、総合事業への参加に当たってかかりつけ医との連携を進め、利用者支援の質の向上や利用対象者の紹介につなげている事例もある。
- さらに、地域における介護予防の取組の機能強化を図るため、一般介護

予防事業において、通いの場等への定期的な医療専門職等の関与を促進する地域リハビリテーション活動支援事業があるが、取組を進めている自治体は、約5割である。

【今後の方向性】

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の動きの中で、効果的な介護予防の取組を進めるため、医療専門職の関与の重要性も指摘されているところであり、通いの場における医療専門職の関わり方の一つとして、現場において連携した取組が更に推進されるよう検討を進めるべきである。
- 高齢者の多くは医療機関を受診しており、医師会等の医療関係団体や医療機関等との連携も重要であることから、こうした事例の把握を進めるとともに、具体的な連携方策について、モデル事業等を行い、自治体へ実施方策を提示できるようすることが適当である。
- 通いの場への定期的な医療専門職等の関与を始め、医師会等の医療関係団体と連携しつつ、地域リハビリテーション活動支援事業の更なる活用促進を図ることが重要である。このため、取組事例の紹介などを通じ、地域リハビリテーション活動支援事業の更なる活用促進を図ることが適当である。
- なお、こうした取組を進めるに当たっては、通いの場が住民主体で進めるものであることに留意しつつ行うことが必要である。

(3) PDCA サイクルに沿った推進方策

【現状】

- 一般介護予防事業を含めて総合事業全体の評価・改善を目的とする一般介護予防事業評価事業において、実施体制等に関するストラクチャー指標、企画立案、実施過程等に関するプロセス指標、成果目標に関するアウトカム指標を示し、年度毎に評価することが望ましいとしているが、総合事業実施の効果の点検・評価を行っている市町村は約3割にとどまっている。
- 介護保険における自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金において、介護予防に関する指標が設けられており、今後強化を図ることとしている。

【今後の方向性】

- これまでの事業の変遷の経緯や自治体の業務負担も考慮しつつ、プロセス指標やアウトカム指標の在り方について検討すべきである。また、その

評価指標を検証できるよう、地域包括ケア「見える化」システム等のデータ整備やシステムの活用方策についても検討を進めるべきである。

- 一般介護予防事業を含む介護予防に関する事業全体の PDCA サイクルに沿った推進方策について制度的な対応を含め更に検討することが適当である。
- その際、介護保険における自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金については、介護予防に関し抜本的に強化を図ることとされていることが検討されているが、その指標と上記のプロセス指標やアウトカム指標とが、整合が取れたものとなるよう更なる検討を進めることが適当である。

3. 今後の進め方

上記に加え、地域支援事業の他の事業との連携方策や効果的な実施方法、在り方等についても、引き続き検討することとし、秋以降に、関係団体や自治体のヒアリングや更なる議論を行い、本年末を目途に全体の議論を取りまとめる予定である。